

三 總尺、方位、間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図

四 認定を申請しようとする者が当該認定に係る賃貸住宅の敷地となるべき土地の区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用賃借による権利を有する者であることを証する書類

五 近傍同種の住宅の家賃の額を記載した書類

六 認定を申請しようとする者が法人である場合には、登記簿謄本、定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

七 認定を申請しようとする者が個人である場合には、住民票の抄本又はこれに代わる書面及び資産に関する調査書

(供給計画の記載事項)

一 賃貸住宅の整備の実施時期

二 基本方針に従つて賃貸住宅の整備及び管理を行う旨

(法第三十一条第一号の国土交通省令で定める戸数)

第四条 法第三十一条第一号の国土交通省令で定める戸数は、五戸とする。

(規模、構造及び設備の基準)

一 賃貸住宅の整備の実施時期

二 基本方針に従つて賃貸住宅の整備及び管理を行う旨

(法第三十一条第一号の国土交通省令で定める戸数)

第四条 法第三十一条第一号の国土交通省令で定める戸数は、五戸とする。

(入居者の募集方法)

第九条 賃貸住宅を法第三十一条第六号に規定する資格を有する者に賃貸する者（以下「一般賃貸人」という）は、原則として賃貸住宅の入居者を公募しなければならない。

一 前項の規定による公募は、都道府県知事が定めるところにより、入居の申込みの期間の初日から起算して少なくとも一週間前に、新聞掲載、掲示等の方法により広告して行わなければならない。

二 前項の規定による公募は、棟ごとに又は団地ごとに、少なくとも次に掲げる事項を示して行わなければならない。

三 一般賃貸人の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

一 賃貸する住宅が高齢者向け優良賃貸住宅であること

二 賃貸住宅の所在地、戸数、規模及び構造

三 一般賃貸人の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

一 家賃その他の賃貸の条件

二 入居の申込みの期間及び場所

三 申込みに必要な書面の種類

四 入居者の選定の方法

五 前項第六号の申込みの期間は、少なくとも一週間としなければならない。

六 入居者の選定

七 入居者の選定の特例

八 入居者の選定

九 入居の申込みを受理した戸数が賃貸住宅の戸数を超える場合には、一般賃貸人は、抽選その他の公正な方法により入居者を選定しなければならない。

十 入居の申込みを受理した戸数が賃貸住宅の戸数を超える場合には、一般賃貸人は、抽選その他の公正な方法により入居者を選定しなければならない。

十一 一般賃貸人は、特に居住の安定を図る必要がある者で都道府県知事が定める基準に該当するものについては、一回の募集ごとに賃貸しようとする住宅のうち、当該都道府県知事が定める戸数の住宅について、前二条に定めるところにより入居者を選定することができる。

(賃貸借契約の解除)

十二 一般賃貸人は、入居者が不正の行為によって賃貸住宅に入居したときは、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件としなければならない。

(前払家賃の算定の基礎となる家賃の月額等の明示等)

十三 一般賃貸人は、法第五十六条の認可を受けて賃借人の終身にわたって受領すべき家賃の全額又は一部を前払金として一括して受領する場合にあっては、当該前払家賃の算定の基礎となる家賃の月額、賃借人の終身にわたる居住が余命等を勘案して想定される期間（以下「想定期間」という）、想定期間間に係る前払家賃の額及び賃借人が想定期間を超えて居住する場合の前払家賃の額並びに家賃の額の改定の方法について、書面で明示しなければならない。

十四 一般賃貸人は、前項の場合にあっては、賃借人が想定期間の経過前に退去する際には、想定期間間に係る前払家賃のうち当該退去の日後も想定期間間に係る額を返還することを賃貸の条件としなければならない。

(賃貸条件の制限)

十五 賃貸住宅を転貸事業者に賃貸する賃貸人は、入居者の資格、入居者の選定方法、家賃その他の条件に関して、法第三十一条第六号、第七号及び第八号並びに法第四十二条の規定に準じて

十六 賃貸事業者が当該賃貸住宅を賃貸することを賃貸の条件としなければならない。

(法第三十一条第九号の国土交通省令で定める基準)

第十六条 法第三十一条第九号の国土交通省令で定める基準は、賃貸住宅の管理を行うために必要な資力及び信用並びにこれを的確に行うために必要な能力を有する者で都道府県知事が定める基準に該当するものであることとする。

(法第三十一条第十号の国土交通省令で定める管理の方法の基準)

第十七条 法第三十一条第十号の国土交通省令で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

一 賃貸住宅の修繕が計画的に行われるものであること。

二 賃貸住宅の賃貸借契約書並びに家賃及び敷金の収納状況を明らかにする書類その他の賃貸住宅に関する事業の収支状況を明らかにするために必要な書類が備え付けられるものであること。

(法第三十三条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更)

第十八条 法第三十三条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 賃貸住宅の戸数の変更のうち、五分の一未満の戸数の変更(変更後の戸数が五戸以上である場合に限る)。

二 賃貸住宅の整備の実施時期の変更のうち、整備の着手又は完了の予定年月日の六月以内の変更(法第三十六条第一項の国土交通省令で定める期間)

第十九条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める期間は、三月とする。

(法第三十六条第二項の国土交通省令で定める期間)

第二十条 法第三十六条第二項の国土交通省令で定める期間は、二年とする。

(令第一条第一号の国土交通省令で定める者)

第二十一条 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令(以下「令」という。)第一条第一号の国土交通省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 公社

二 農業組合

三 日本労働者住宅協会

四 社会福祉法人

五 地方公共団体(その出資され、又は拠出された金額の全部が地方公共団体により出資され、又は拠出されている法人を含む。)の出資又は拠出に係る法人で賃貸住宅の整備及び管理を行うことを目的とするもの

(令第一条第二号の国土交通省令で定めるもの)

第二十二条 令第一条第二号の共同住宅の共用部分及び入居者の共同の福祉のため必要な施設であつて国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 廊下及び階段

二 エレベーター及びエレベーターホール

三 特殊基礎

四 立体的遊歩道及び人工地盤施設

五 通路

六 駐車場

七 児童遊園、広場及び緑地

八 機械室及び管理事務所

九 高齢者に係る生活支援施設

十 避難設備

十一 消火設備及び警報設備並びに監視装置

十二 避雷設備及び電波障害防除設備

(家賃)
第二十三条 法第四十二条第一項の国土交通省令で定める額は、一月につき、次に掲げる額を合計した額とする。

一 高齢者向け優良賃貸住宅の建設に要した費用(当該費用のうち、地方公共団体の補助に係る部分を除く。)又は高齢者向け優良賃貸住宅の整備であつて既存の住宅等の改良(用途の変更を伴うものを含む。以下同じ。)によるものに要した費用(当該費用のうち、地方公共団体の補助に係る部分を除く。)に当該既存の住宅等の推定再建築費を加えた額を期間三十五年、利率年九パーセントで毎月元利均等に償却するものとして算出した額

二 高齢者向け優良賃貸住宅(既存の住宅等の改良による整備に係るものを除く。)の建設に要した費用(昇降機設置工事費、暖房設備設置工事費、冷房設備設置工事費、浴槽及びふろがまの設置工事費並びに特殊基礎工事費を除く。)又は既存の住宅等の改良による整備をした場合における当該既存の住宅等の改良による整備に係る高齢者向け優良賃貸住宅にあつては、当該整備をした時の当該設備の工事に係る推定再建築費に相当する額)に、次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に掲げる率を乗じて得た額(イからハまで掲げる設備の工事費又は当該設備の工事に係る推定再建築費に相当する額にあつては、当該額に当該設備の保守に要する費用の月割額を加えた額)

イ 昇降機 千分の一・五

ロ 暖房設備 千分の一・五

ハ 冷房設備 千分の一・五

二 給湯設備 千分の十五・四

三 沐浴及びふろがま 千分の十・八

四 高齢者向け優良賃貸住宅の災害による損害を補てんするための損害保険又は損害保険に代わるべき火災共済に要する費用の月割額

五 高齢者向け優良賃貸住宅の整備のため通常必要な土地又は借地権を取得する場合に通常必要と認められる価額に千二百分の五を乗じて得た額(当該高齢者向け優良賃貸住宅に係る土地の価額に千二百分の六を乗じて得た額のいづれか低い額を加えた額)

六 高齢者向け優良賃貸住宅又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額の月割額

七 前各号の規定により算出した額の合計額に百分の二を乗じて得た額

2 認定事業者は、前項の規定にかかる限り、自己の整備及び管理を行つた場合に通常必要と認められる場合においては、当該地代の月割額と借地契約に係る土地の価額に千二百分の六を乗じて得た額のいづれか低い額を加えた額

六 高齢者向け優良賃貸住宅又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額の月割額

七 前各号の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を家賃の額とすることができる。

2 認定事業者は、前項の規定にかかる限り、自己の整備及び管理を行つた場合に通常必要と認められる場合においては、当該地代の月割額と借地契約に係る土地の価額に千二百分の六を乗じて得た額のいづれか低い額を加えた額